

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第21回本部員会議

次 第

日時：令和3年9月10日（金）

午後3時30分～

場所：別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況 資料1

(2) 各部の取組状況

・医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組状況 【健康福祉部】 資料2

・「ふじのくに安全・安心認証制度」の認証状況 資料3

【危機管理部、スポーツ・文化観光部】

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る 資料4

静岡県の対応方針（案）

(4) その他

3 知事からの指示

4 閉 会

※本部員会議終了後、午後4時30分から知事記者会見を開催（別館2階第2会議室）
「県民への呼びかけ」を行う。

静岡県の
新型コロナウイルス感染症者
発生・入院等の状況
(2021年9月9日時点)

健康福祉部

第5波

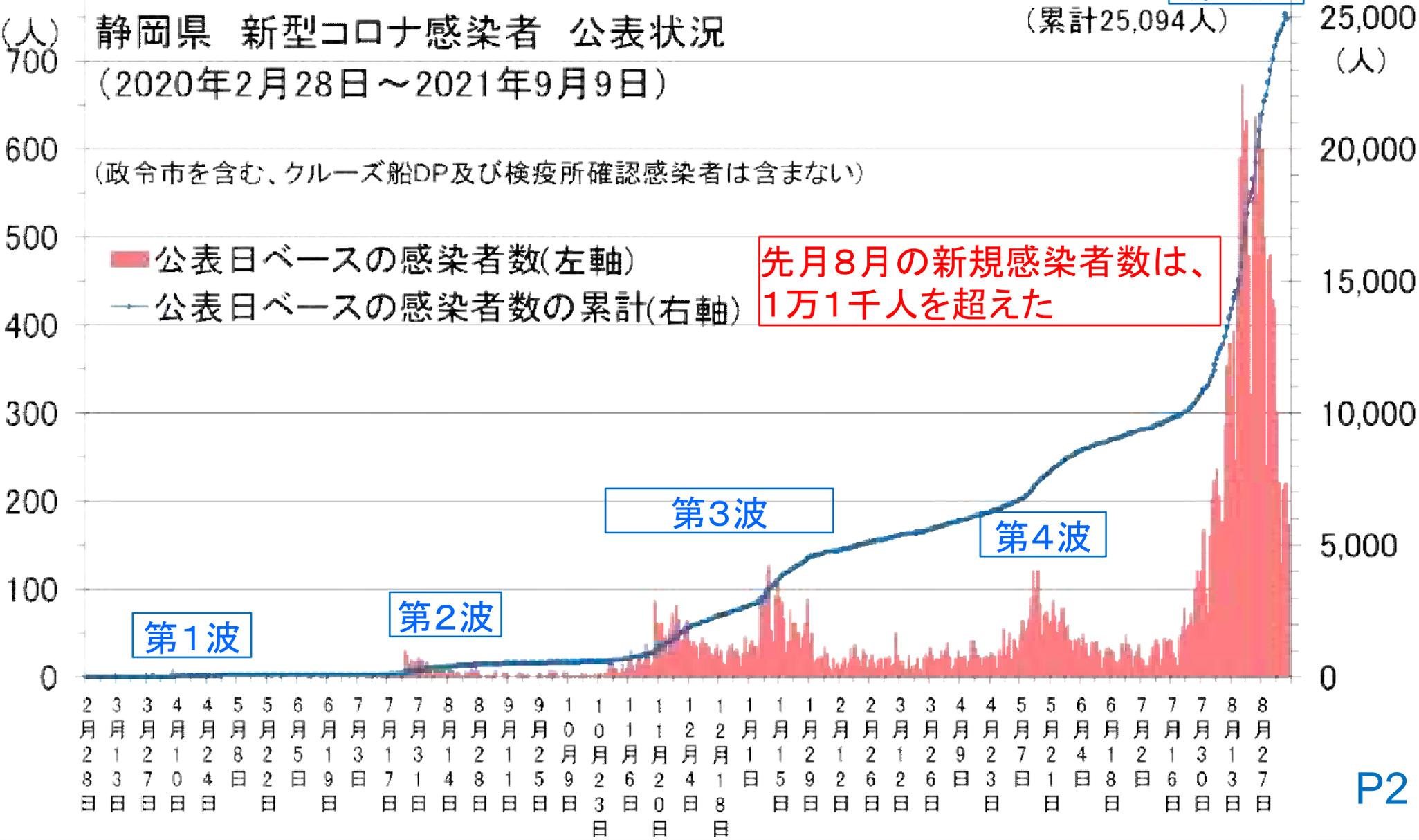
(累計25,094人)

静岡県 新型コロナウイルス 公表状況 (2020年2月28日～2021年9月9日)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

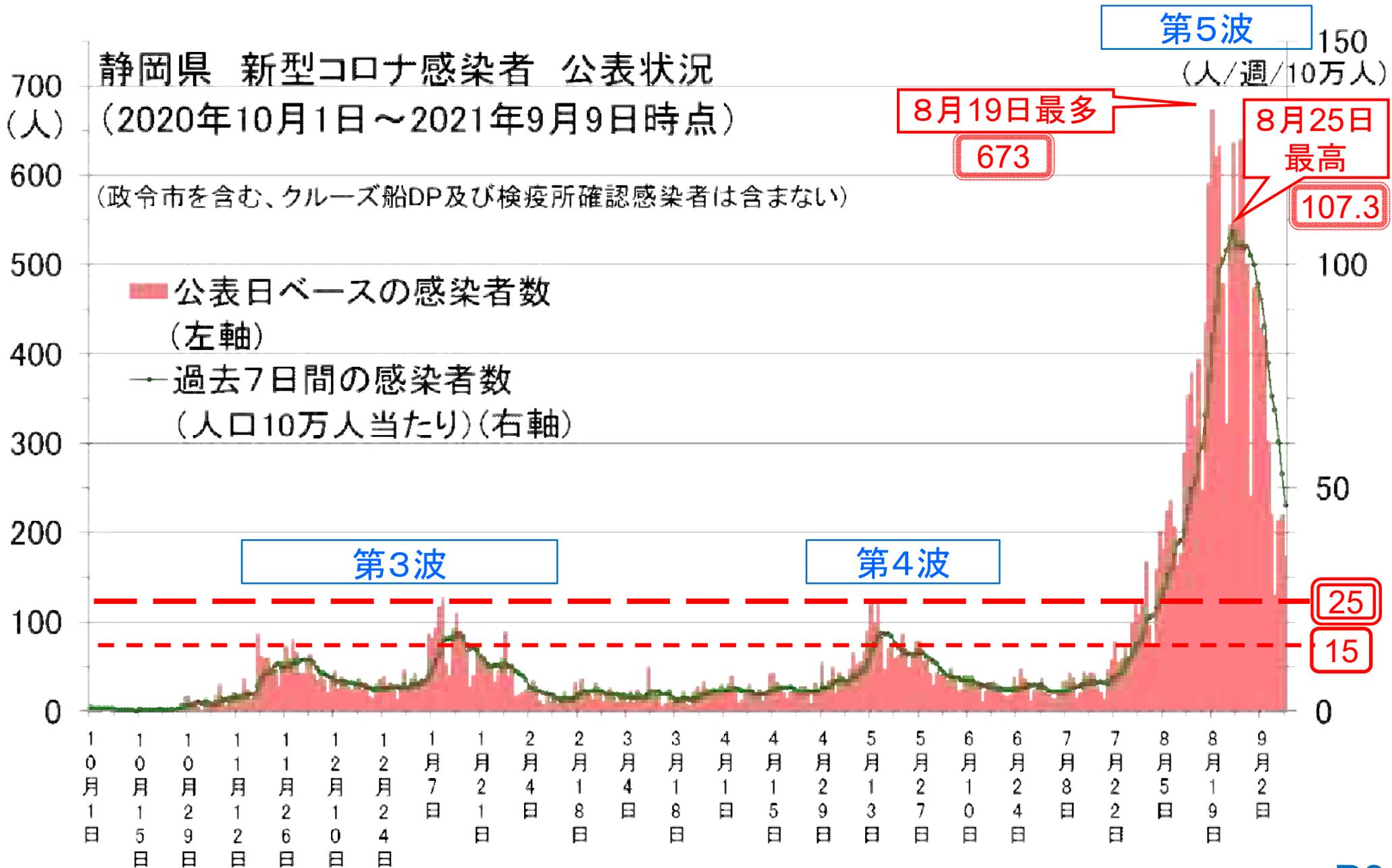
■ 公表日ベースの感染者数(左軸)
— 公表日ベースの感染者数の累計(右軸)

先月8月の新規感染者数は、
1万1千人を超えた



P2

月 その月の 公表者数	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	9人	61人	4人	6人	192人	207人	61人	115人	1012人	1013人	1909人	551人	574人	746人	1930人	941人	1573人	11625人



静岡県の直近1か月の新型コロナ新規感染者数の状況

《9月9日時点》(公表日ベース)

過去最高

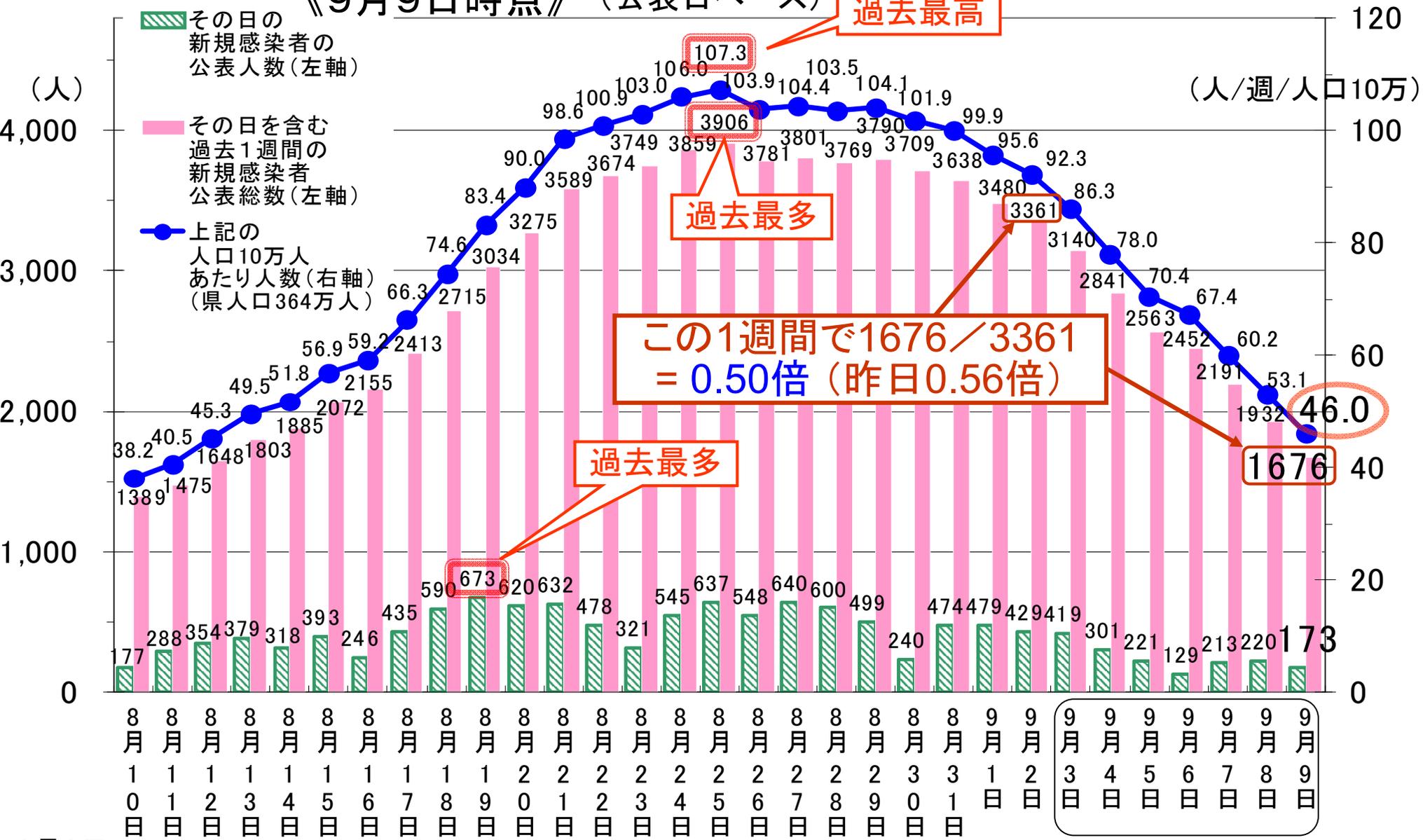
過去最多

この1週間で1676 / 3361 = 0.50倍 (昨日0.56倍)

過去最多

1676

P4



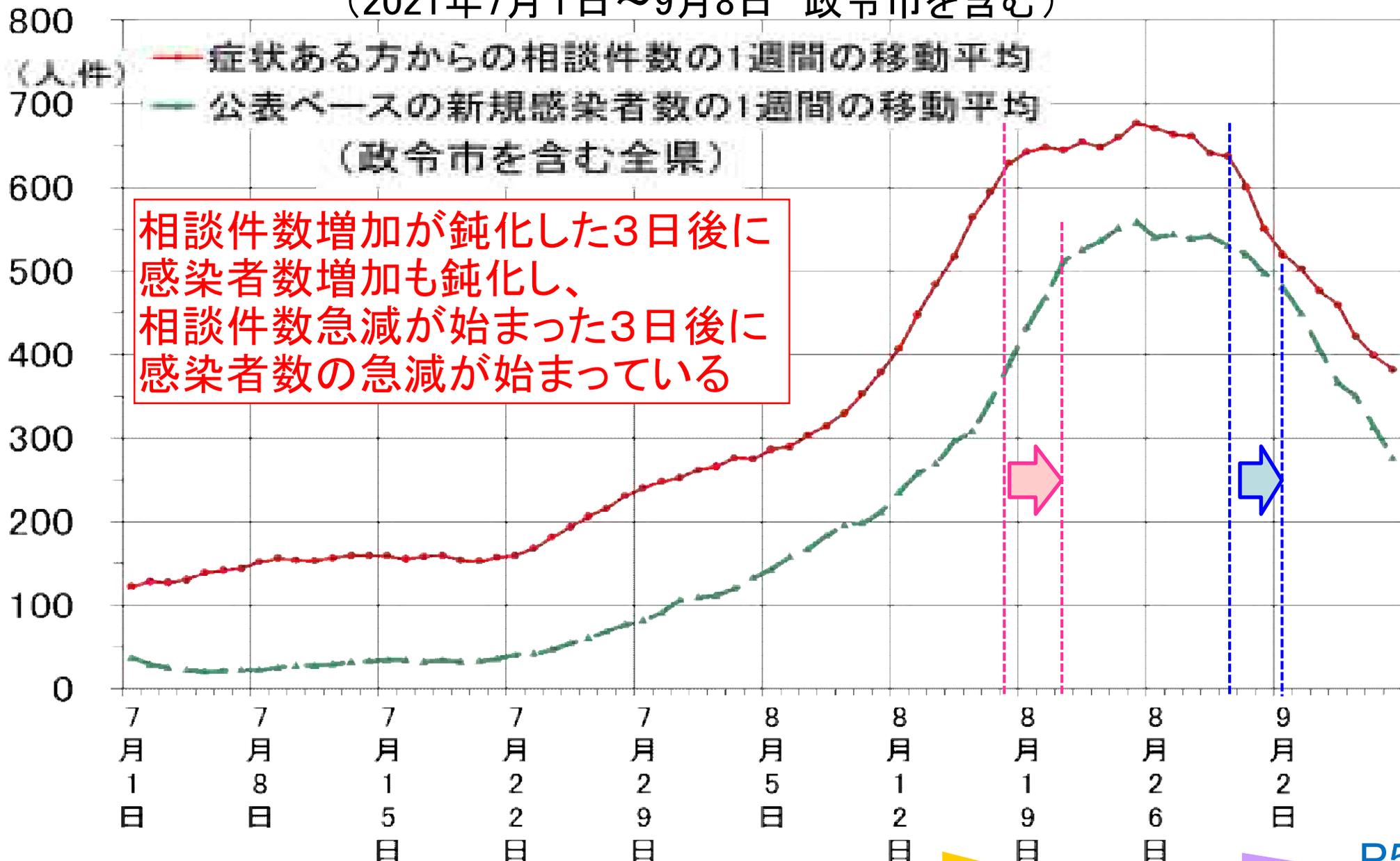
8月8日より まん延防止等重点措置

緊急事態措置

金 土 日 月 火 水 木

静岡県内の発熱等受診相談センターへの相談件数の推移

(2021年7月1日～9月8日 政令市を含む)



まん延防止

緊急事態

静岡県 新型コロナウイルス感染症 PCR等検査件数・陽性率

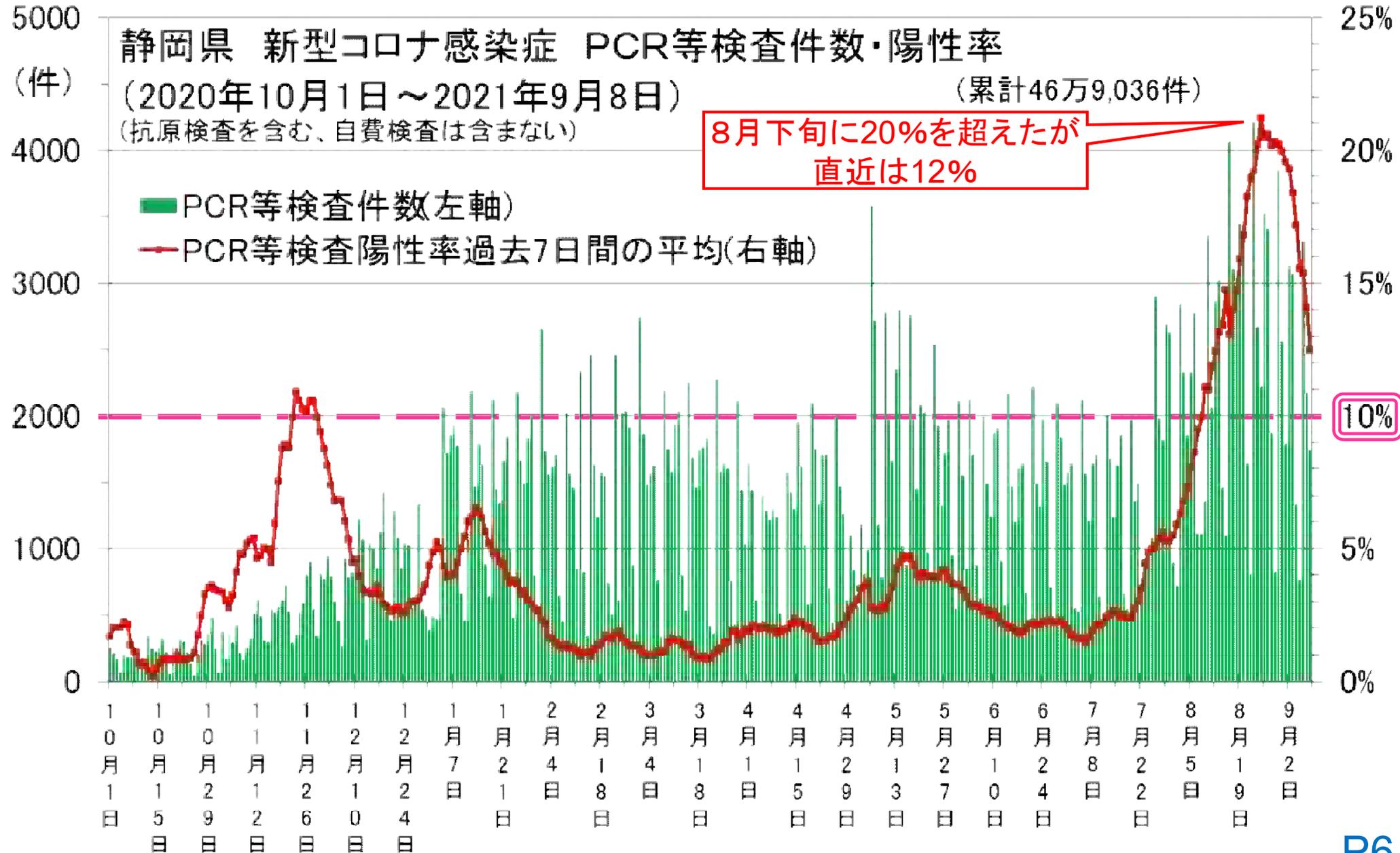
(2020年10月1日～2021年9月8日)

(累計46万9,036件)

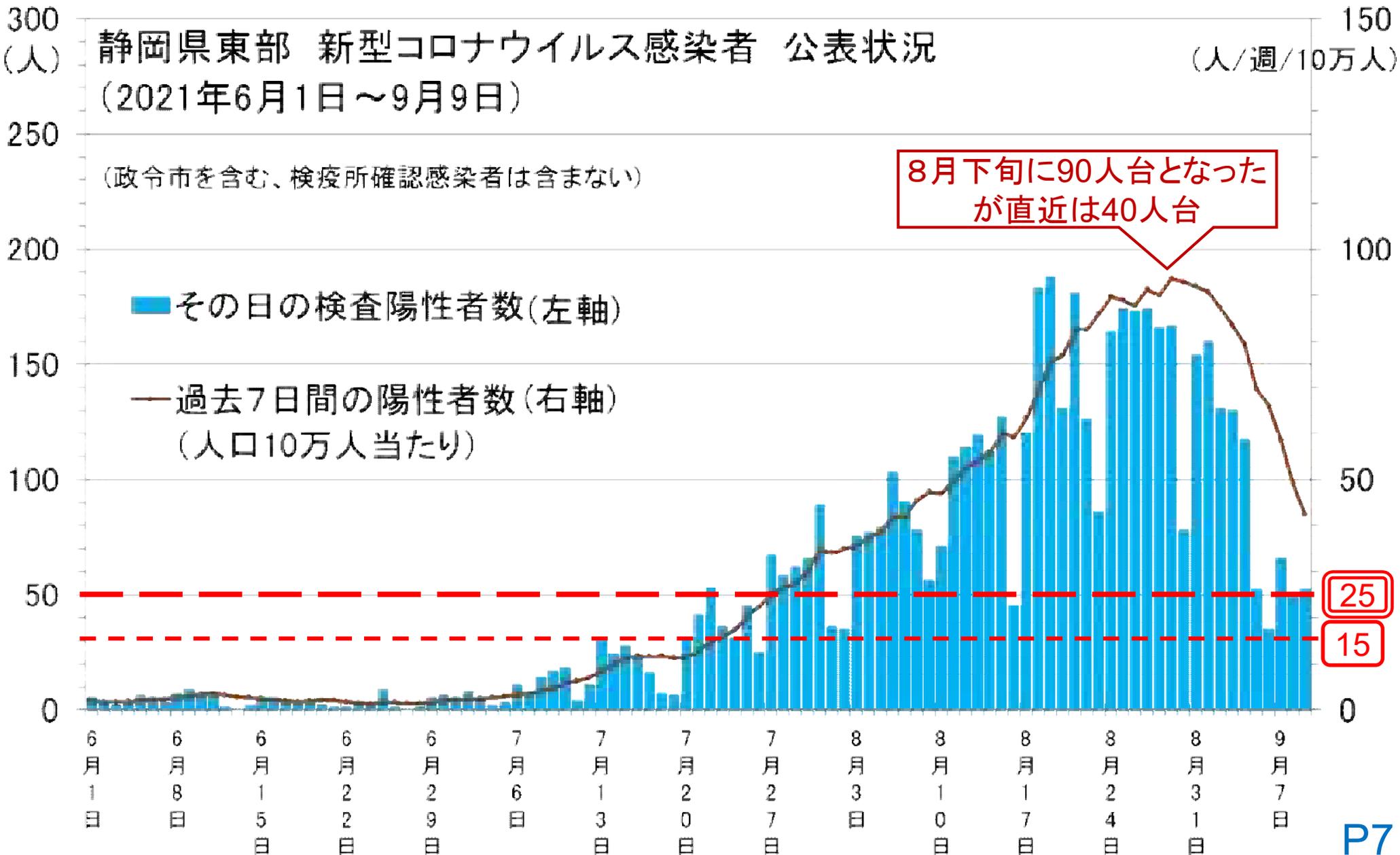
(抗原検査を含む、自費検査は含まない)

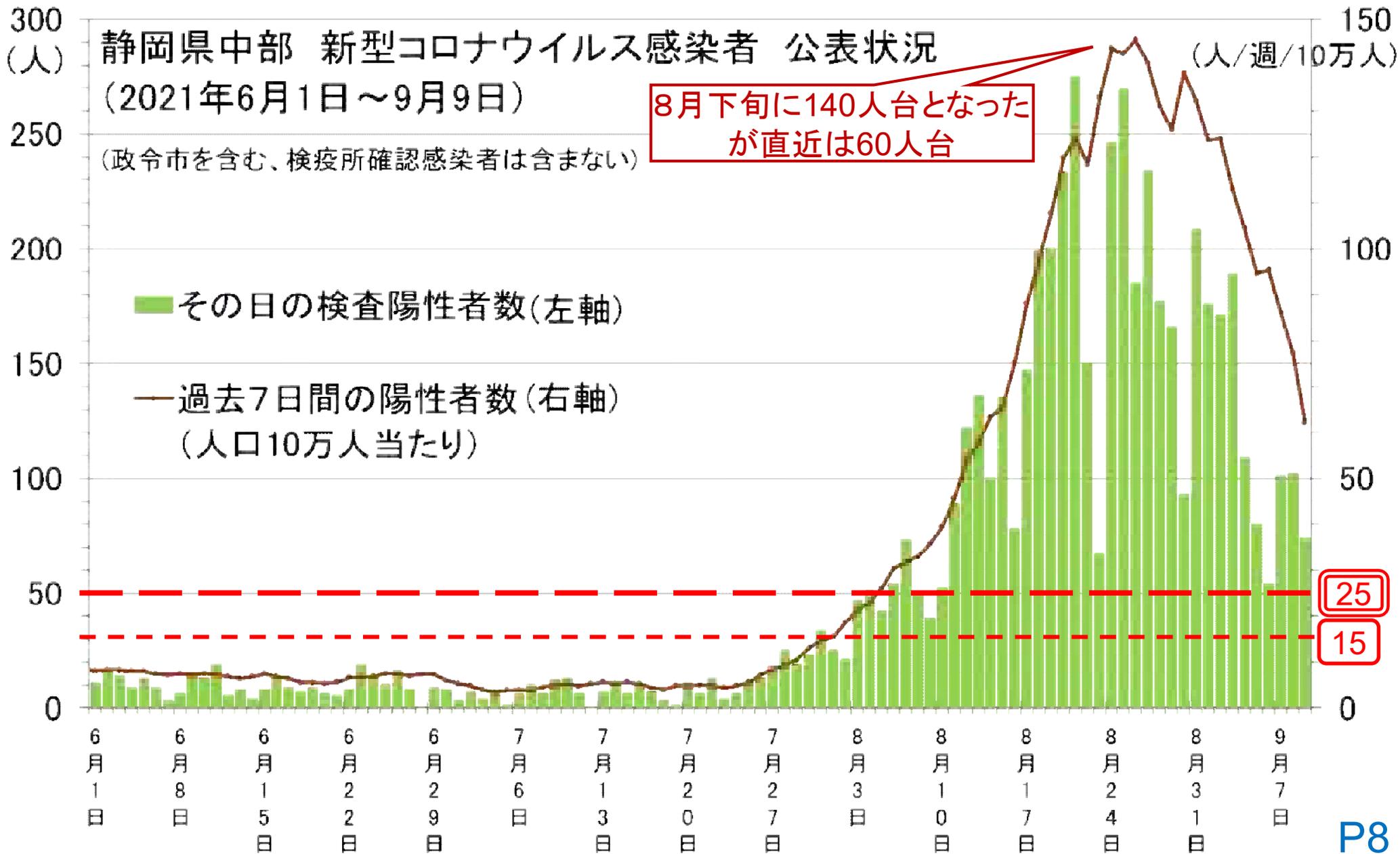
8月下旬に20%を超えたが
直近は12%

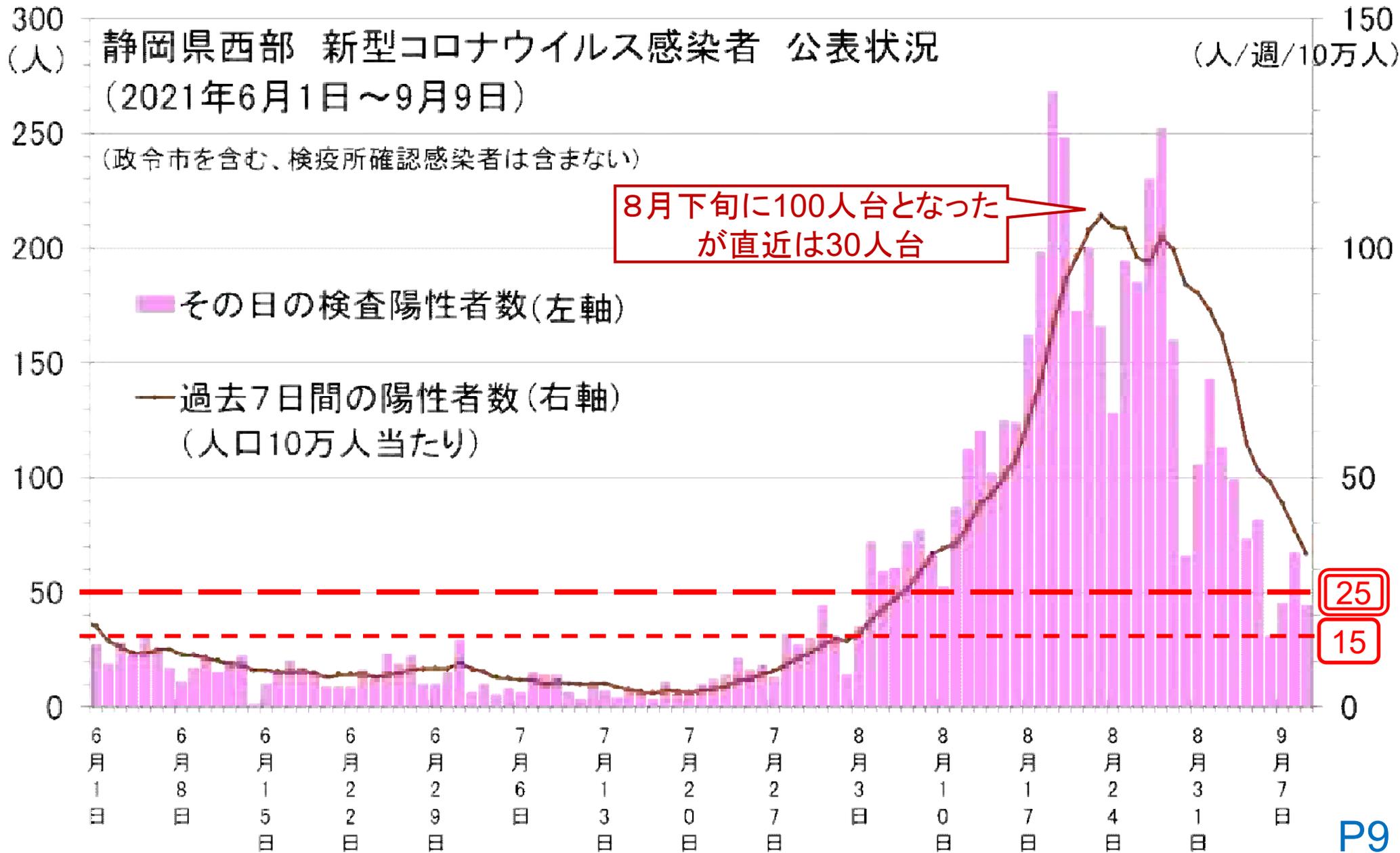
■ PCR等検査件数(左軸)
— PCR等検査陽性率過去7日間の平均(右軸)



10%







静岡県 新型コロナウイルス感染者 入院・宿泊等 状況 (2020年10月1日～2021年9月8日)

最多値(その日付)	
入院	463人(9月2日)
宿泊	421人(8月12日)
自宅	4824人(8月27日)
全療養者	5498人(8月27日)

(政令市を含む)

- 自宅待機者・療養者数
- 宿泊施設入所者数 (右軸)
- 入院患者数
- 病床占有率(左軸)

8月27日最高
病床占有率73.1%
直近は52.8%

50%

20%

10月1日 10月5日 10月9日 10月12日 10月16日 10月20日 10月24日 10月28日 11月1日 11月4日 11月8日 11月12日 11月16日 11月20日 11月24日 11月28日 12月1日 12月5日 12月9日 12月13日 12月17日 12月21日 12月25日 12月29日 1月2日 1月6日 1月10日 1月14日 1月18日 1月22日 1月26日 1月30日 2月3日 2月7日 2月11日 2月15日 2月19日 2月23日 2月27日 3月1日 3月5日 3月9日 3月13日 3月17日 3月21日 3月25日 3月29日 4月2日 4月6日 4月10日 4月14日 4月18日 4月22日 4月26日 4月30日 5月4日 5月8日 5月12日 5月16日 5月20日 5月24日 5月28日 6月1日 6月5日 6月9日 6月13日 6月17日 6月21日 6月25日 6月29日 7月3日 7月7日 7月11日 7月15日 7月19日 7月23日 7月27日 7月31日 8月4日 8月8日 8月12日 8月16日 8月20日 8月24日 8月28日 9月1日 9月5日 9月8日

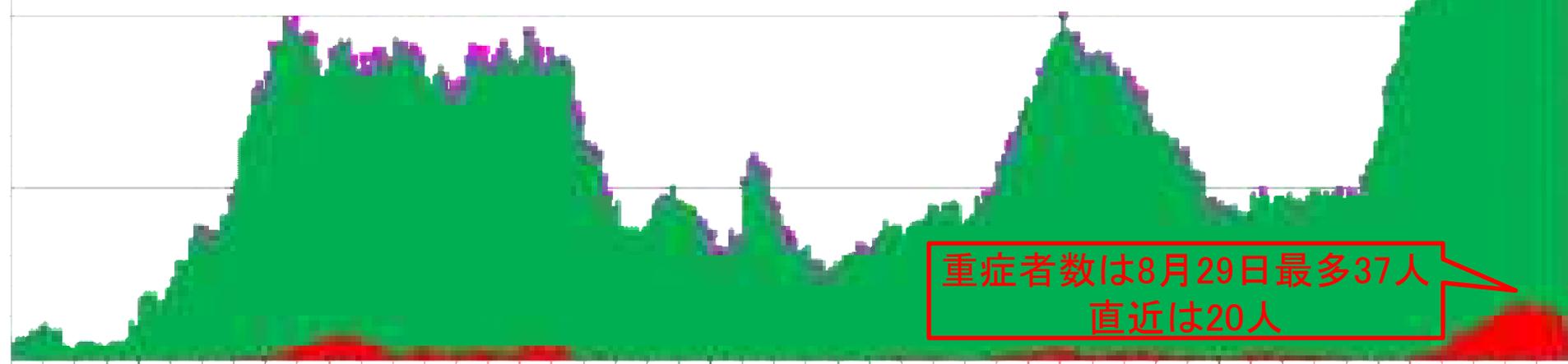
静岡県 新型コロナウイルス感染者 入院・死亡状況 (2020年10月1日～2021年9月9日)

(政令市を含む)

(9月9日正午時点)

- 死亡者数(累計193人)
- 入院患者数(374人)
- 重症者数(20人)

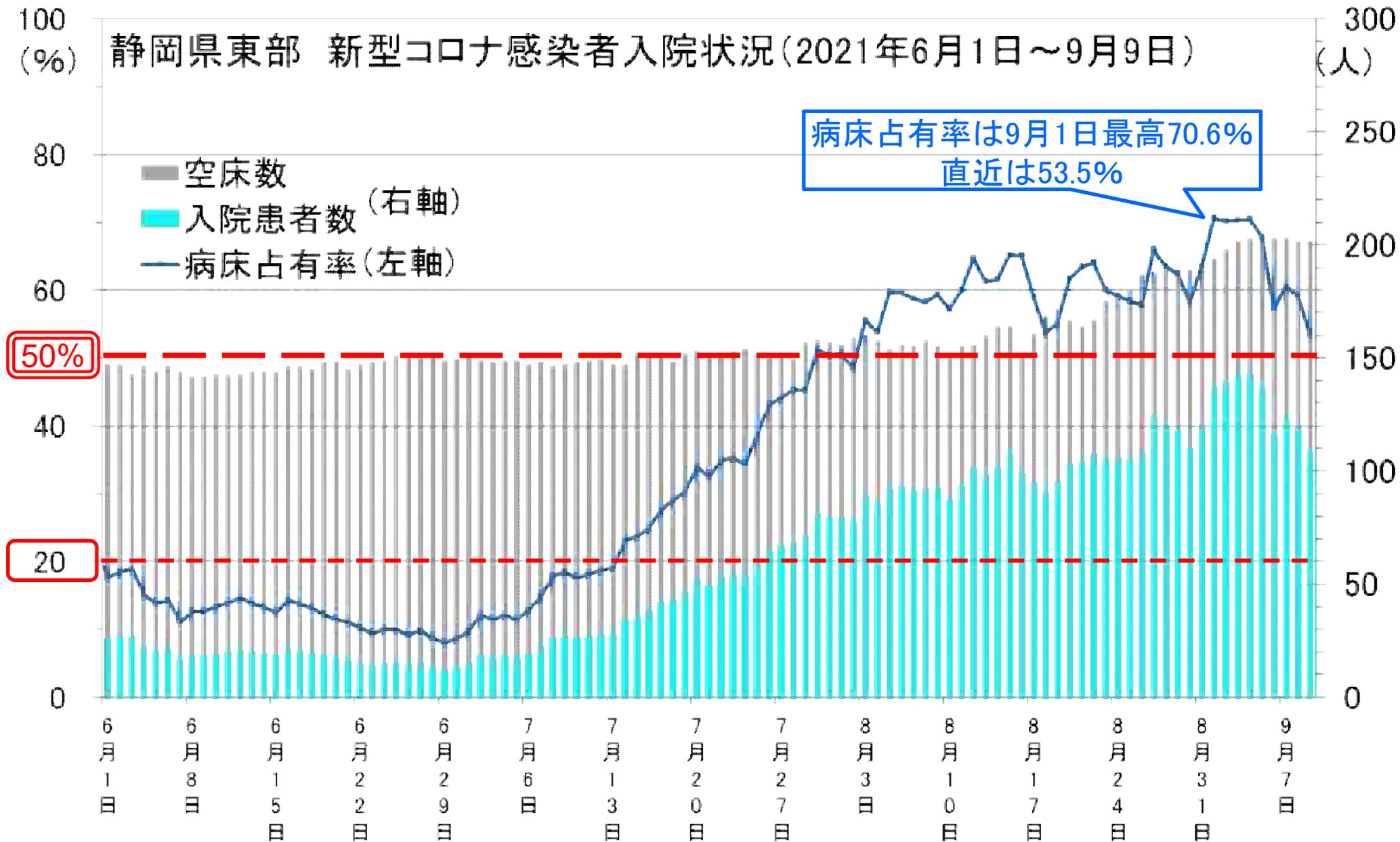
500
(人)
400
300
200
100
0

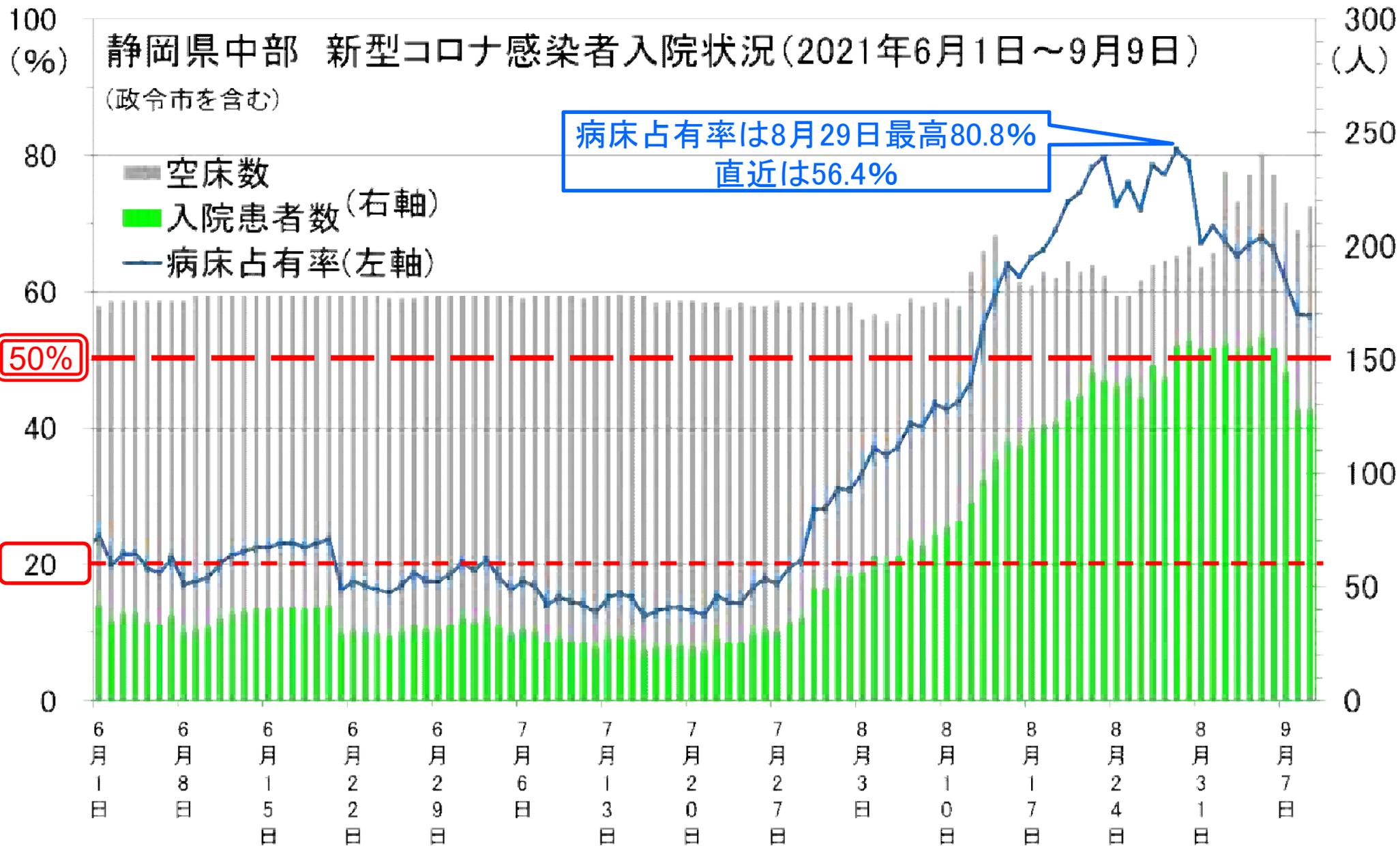


重症者数は8月29日最多37人
直近は20人

10月1日	10月5日	10月9日	10月12日	10月16日	10月20日	10月24日	10月28日	11月1日	11月5日	11月9日	11月13日	11月17日	11月21日	11月25日	11月29日	12月3日	12月7日	12月11日	12月15日	12月19日	12月23日	12月27日	12月31日	1月4日	1月8日	1月12日	1月16日	1月20日	1月24日	1月28日	2月1日	2月5日	2月9日	2月13日	2月17日	2月21日	2月25日	2月29日	3月5日	3月9日	3月13日	3月17日	3月21日	3月25日	3月29日	4月2日	4月6日	4月10日	4月14日	4月18日	4月22日	4月26日	4月30日	5月4日	5月8日	5月12日	5月16日	5月20日	5月24日	5月28日	6月1日	6月5日	6月9日	6月13日	6月17日	6月21日	6月25日	6月29日	7月3日	7月7日	7月11日	7月15日	7月19日	7月23日	7月27日	7月31日	8月4日	8月8日	8月12日	8月16日	8月20日	8月24日	8月28日	8月31日	9月4日	9月8日	9月12日	9月16日	9月20日	9月24日	9月28日	9月30日
-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

静岡県東部 新型コロナウイルス感染者入院状況(2021年6月1日～9月9日)





静岡県西部 新型コロナウイルス感染者入院状況(2021年6月1日～9月9日)

(政令市を含む)

- 空床数 (右軸)
- 入院患者数
- 病床占有率(左軸)

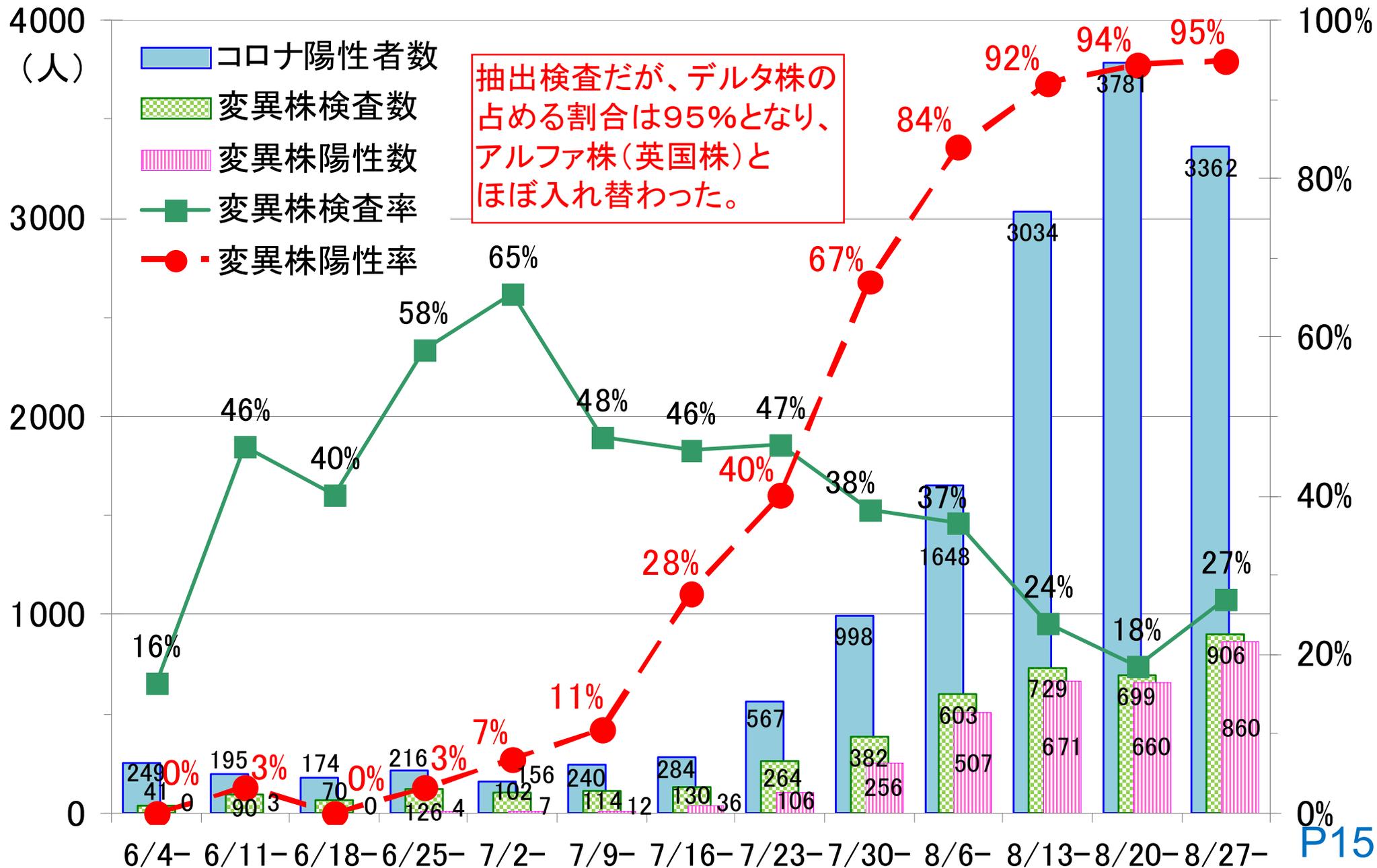
病床占有率は8月27日最高74.6%
直近は49.3%

50%

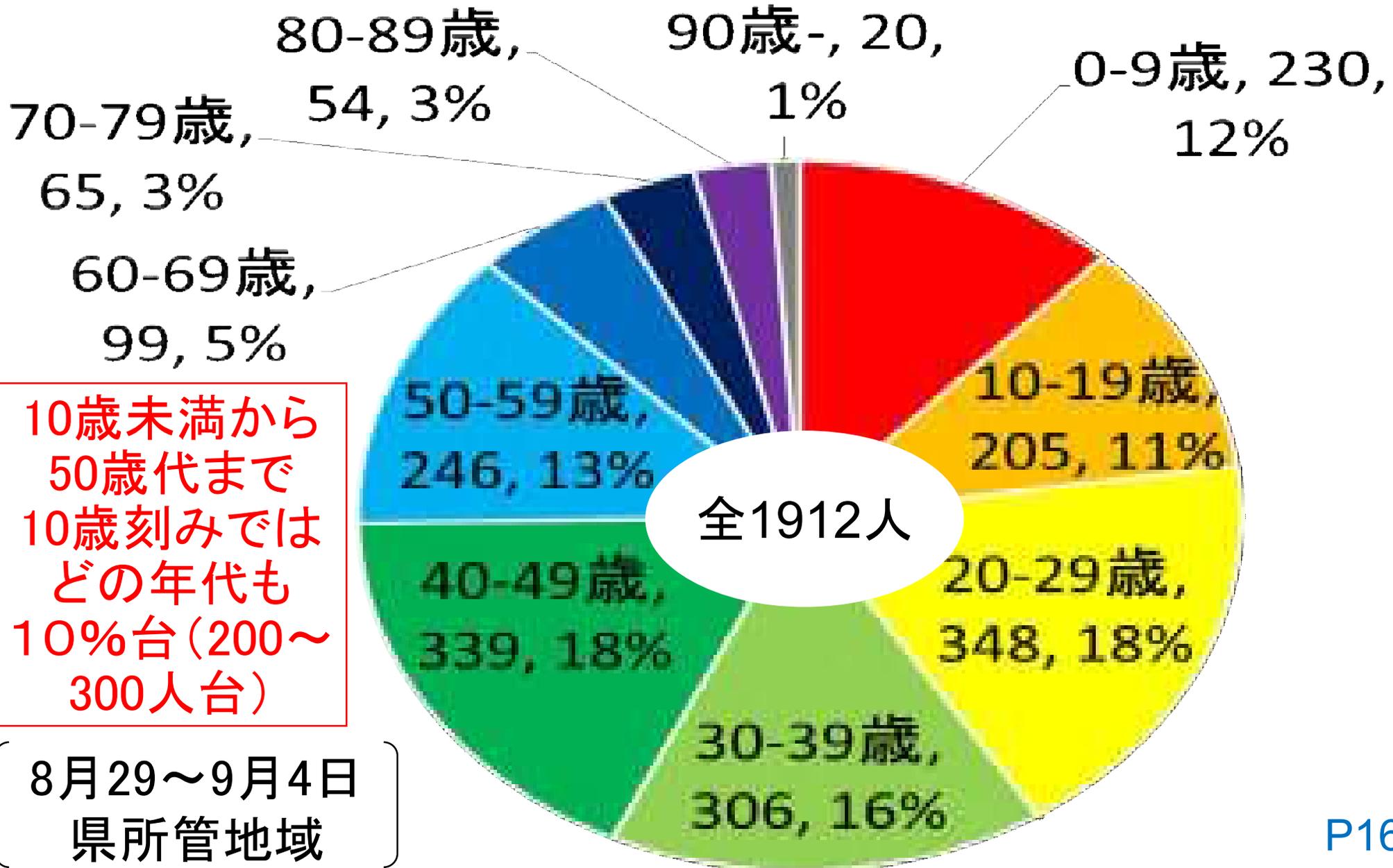
20%

6月1日 6月8日 6月15日 6月22日 6月29日 7月6日 7月13日 7月20日 7月27日 8月3日 8月10日 8月17日 8月24日 8月31日 9月7日

静岡県 新型コロナ デルタ株（インド株）の検査状況（6/4～9/2）

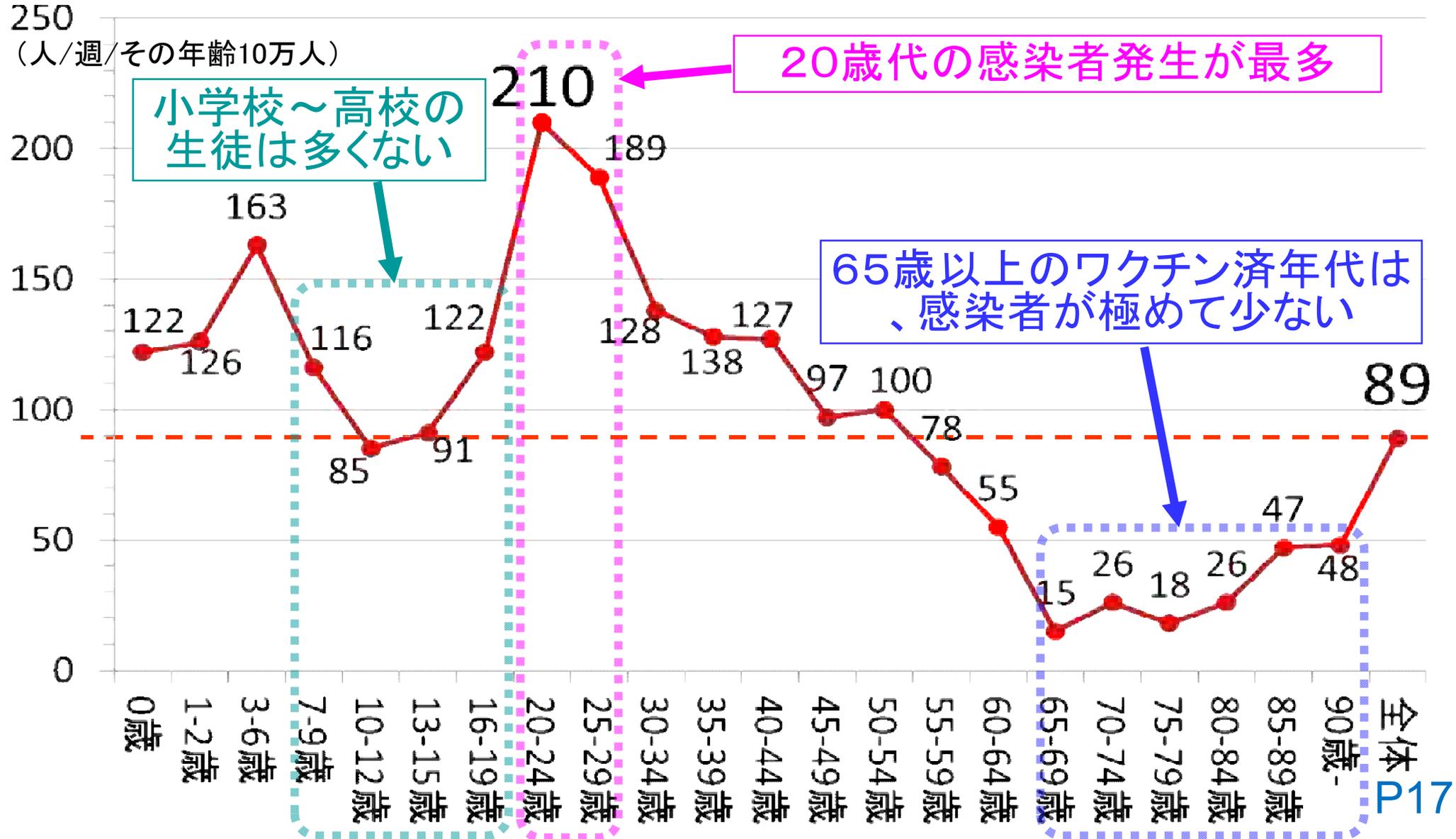


静岡県の子供別感染者数・割合



静岡県の子年別感染者発生状況

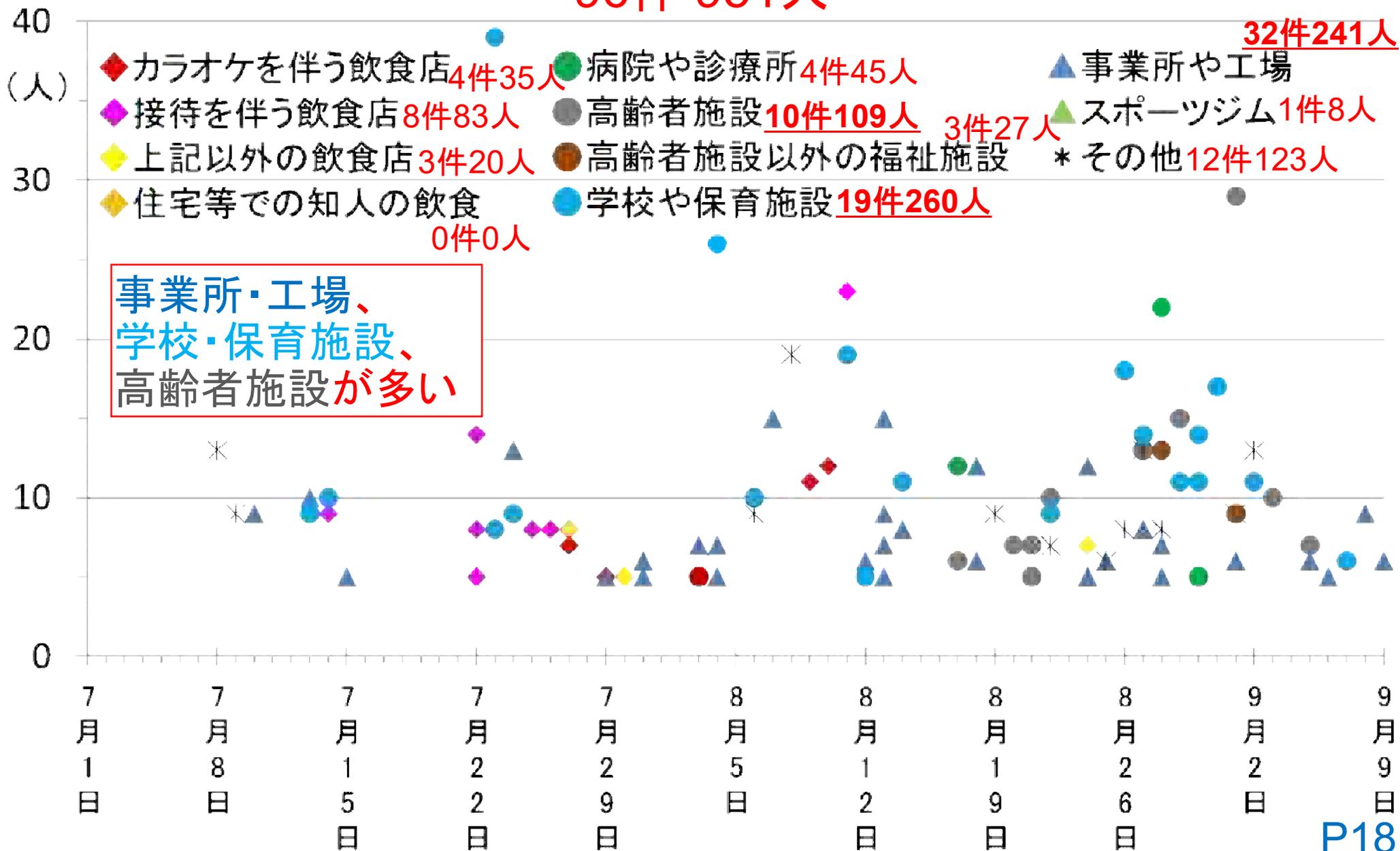
(県所管地域、8月29～9月4日の1週間、年齢別人口10万人あたり発生数)



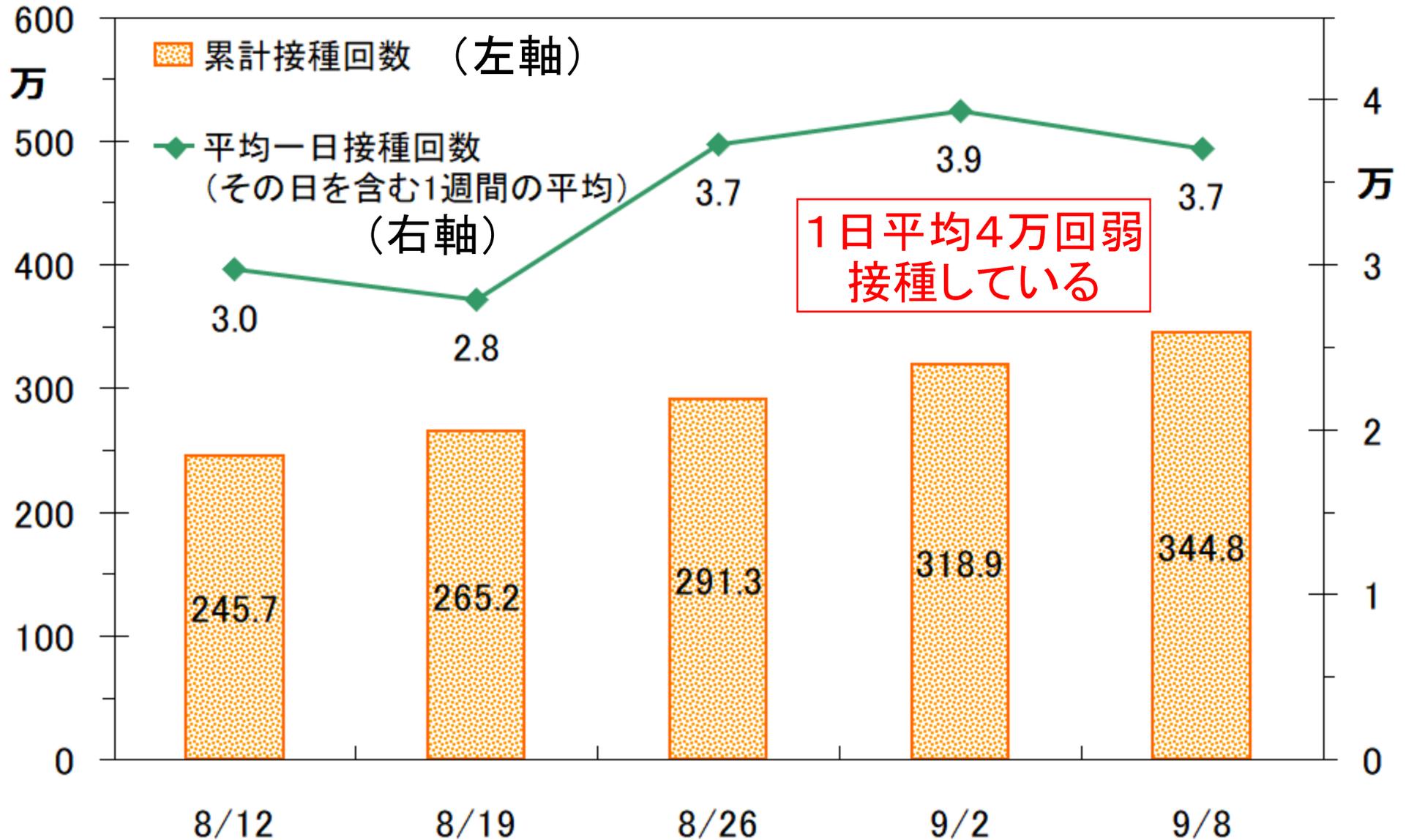
県内感染者集団(クラスター)の確認日と人数(7/1~9/9)

96件 951人

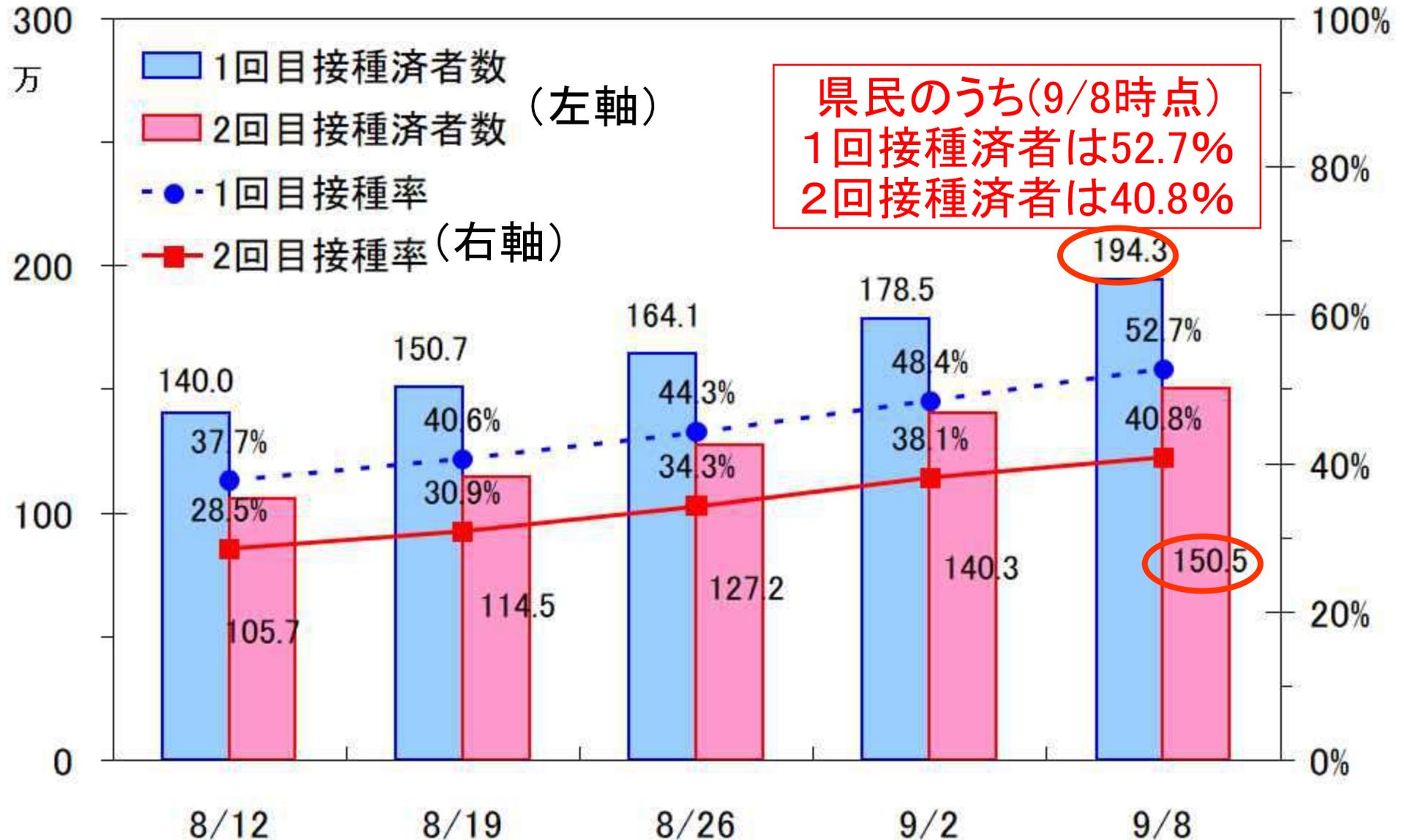
32件 241人



県内のコロナワクチン 週別接種状況 (7/30~9/8)



県内のコロナワクチン 接種済者と接種率 (7/30～9/8)



医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組状況

(健康福祉部)

1 病床確保状況

	協力要請後の確保病床数※ (8月18日時点)	9月8日時点の 即応病床数	差し引き
病床数	635床	708床	+73床
重症病床	67床	64床	△3床
中等症	337床	494床	+157床
その他	231床	150床	△81床

※ 8月18日時点の9月上旬までの確保見込病床数

2 宿泊療養施設の医療体制

(1) 新規開設の調整状況

志太榛原地域：9月13日の週中に開設予定

東部地域：10月上旬開設予定で調整中

(2) 臨時医療施設の設置状況

区分	内 容
形 態	宿泊療養施設内に臨時医療施設を設置
箇 所 数	3箇所(ホテルジャストワン裾野、東横イン静岡駅北口、リッチモンドホテル浜松)
開 設 日	令和3年9月13日(予定)
診 療 内 容	入所者の体調悪化時に、対面又はオンライン診察により投薬、点滴、酸素投与等を実施
備 考	近隣病院等医師の輪番体制により実施

(3) 近接病院との連携

	アパホテル富士中央	東横イン掛川駅新幹線南口
連 携 病 院	富士市立中央病院	中東遠総合医療センター外
開 始 日	8月27日	7月5日
備 考	日中：往診又はオンコール 夜間：当直	病院看護師が常駐、必要に応じ、医師がオンライン診療、外来診察

3 自宅療養者への支援体制

(1) 健康観察

健康観察要員の増員 15人→30人 8月中旬から段階的に増員

(2) 市町との連携

市町との連携会議を開催し今後、生活支援等を実施する市町と覚書を締結予定
10市町から15名の保健師派遣

4 抗原キットの配布状況

従事者、教員等が出勤後に体調の悪化を自覚した場合に検査し、早期に陽性者を発見することにより、感染拡大を防止

施設区分	施設数	1施設あたり配布数
高齢者施設	5,261	30～60
障害者施設	2,362	10～60
認定こども園、認可保育所等	2,289	10
幼稚園	330	10
高等学校	158	25
小学校・中学校	(配布希望先とりまとめ中)	
計	10,400	

5 保健所体制の強化

(1) 応援要員の派遣

	8/14～	8/24～8/31	8/27～9/30
健康福祉部医療職	27人	27人	27人
健康福祉部行政職	—	5人	—
全庁応援職員	—	—	29人
	27人	32人	56人

(2) 業務のアウトソーシング

派遣職員による陽性者のデータ入力等事務、患者搬送業務を外部へ委託化

6 ワクチン接種の推進

(1) 市町の接種計画の前倒し状況

前倒し期間	4週間	3週間	2週間	1週間
市町名	静岡市、沼津市、島田市、牧之原市、菊川市、湖西市、森町	南伊豆町、吉田町	伊東市、掛川市、磐田市	熱海市、伊豆の国市、御前崎市

(2) モデルナ製ワクチンを活用した県の大規模接種会場の開設

静岡市内：もくせい会館

伊豆の国市内：順天堂大学附属静岡病院

令和 3 年 9 月 10 日

「ふじのくに安全・安心認証制度」の認証状況

（危機管理部危機対策課
スポーツ・文化観光部観光政策課）

1 要 旨

飲食店及び宿泊施設を対象とした「ふじのくに安全・安心認証制度」の認証状況は、以下のとおりである。

2 飲食店

5 月 21 日の受付以降、9,245 件の申請を受け付け、1,107 件の認証が完了している。

まん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発出された 8 月以降、申請件数が急増しており、8 月には 7 月の申請件数の 5 倍以上となる約 6,000 件の申請があり、人員を増員するなど早期に認証する体制の確保に努める。

<認証の状況（9 月 8 日現在）>

受付件数	現地確認件数	認証件数
9,245 件	1,872 件	1,107 件

※ 対象の飲食店は、約 32,000 店舗

3 宿泊施設

6 月 28 日の受付以降、978 件の申請を受け付け、101 件の認証が完了している。

なお、申請済み施設のうち 666 件は、現地確認を終えており、9 月中には、申請済みの全施設の認証が完了するよう作業を進めている。

また、未申請施設に対しては、郵送や電話等で助成制度を含めた認証制度の案内をするなど、更なる認証件数の拡大を図っていく。

<認証の状況（9 月 8 日現在）>

受付件数	現地確認件数	認証件数
978 件	666 件	101 件

※ 旅館業営業許可施設（約 3,000 施設）のうち元気旅登録施設は 1,203 施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

緊急事態措置に係る静岡県の対応方針（令和 3 年 9 月 10 日改正）（案）

令和 3 年 8 月 17 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和 3 年 8 月 20 日（金）～ 9 月 30 日（木）

2 措置の対象とする区域

静岡県全域

3 実施する措置の内容

(1) 基本方針

・デルタ株をはじめとする新たな変異株ウイルスは、従来株やアルファ株に比べ感染力が非常に強く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されている。このことから、社会経済活動を継続しつつ、感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ、飲食機会での対策の徹底・人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、医療提供体制等の一層の確保等の取組を総合的に進める。

(2) 県民への要請

ア 県民への外出自粛要請

・法第 45 条第 1 項の規定に基づき、県民に対し、日中を含め、不要不急の外出自粛を要請する。特に、飲食店等に対して営業時間の短縮を要請する 20 時以降の不要不急の外出自粛を要請する。

ただし、医療機関への通院や食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除

く。

イ 県境を跨ぐ移動制限

- ・すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診することを勧める。

ウ 「密」の回避

- ・3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面において、感染が拡大するとされているが、デルタ株の強い感染力を踏まえ、たとえ「1密」であっても回避することが求められる。混雑している時間や場所等への外出を極力減らすとともに、人と人との距離を従来以上に離すことを心がけ、屋外であっても密にならない行動をするよう注意喚起する。

エ 会話や歌唱の際の注意

- ・マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

オ 飲食の際の注意

- ・飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食時の黙食と会話時のマスク着用の徹底を呼びかける。
- ・未成年者による飲食クラスターの発生事例があることから、親睦会等の飲食機会の回避又は感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・仲間同士で行うバーベキューやホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園等における集団での飲食は行わないよう呼びかける。

カ 飲食店等での対策

- ・法第45条第1項に基づき、県民に対し、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請する。
- ・飲食店を利用する場合は、本県が推進している「ふじのくに安全・安心（飲

食店) 認証」を受けた店舗を利用するよう呼びかける。県の認証店舗が近くにない場合は、市町や飲食業団体が一定の感染対策を実施していると認めている店舗を利用するよう呼びかける。

(3) 事業者等への要請

ア 飲食店事業者への要請

- ・食品衛生法の飲食店営業許可を受けた飲食店等（飲食店営業許可を受けている結婚式場を含む。ただし、デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館等の宿泊者に限定して食事を提供する食堂等は除く。）に対し、次のとおり要請する。

要請期間：令和3年8月20日（金）0時から9月30日（木）24時まで
営業時間・酒類提供・カラオケ設備使用についての要請
<p>(法第45条第2項に基づく要請)</p> <p>I 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業の要請 <p>II 上記以外の飲食店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮要請（5時から20時までの営業時間とする） <p>※酒及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店は「II 上記以外の飲食店」に該当する。</p>
営業にあたっての要請内容
<p>(法第45条第2項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの推奨 ・入場者の整理等 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止（入場済みの者の退場を含む） ・手指消毒設備の設置と施設の換気 ・マスクの着用その他の感染防止措置を入場者に対して周知すること ・アクリル板等の設置又は入場者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと
<p>(法第24条第9項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守すること

イ 飲食店以外の施設への要請

- ・大規模集客施設等に対し、次のとおり要請する。

要請期間：令和3年8月20日（金）0時から9月30日（木）24時まで		
■商業施設等		
施設の種類	内 訳	1,000㎡超
商業施設※1 （法施行令第11条第1項第7号）	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	（法第24条第9項に基づく要請） ・営業時間は5時から20時まで
遊技施設（第9号）	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設※2（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）（第11号）	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	
サービス業を営む施設※3 （生活必需サービスを除く）（第12号）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	（法第45条第2項に基づく要請） ・人数管理、人数整理、誘導等の「入場者の整理等」の要請
■商業施設以外の施設		
施設の種類	内 訳	1,000㎡超
劇場、映画館等 （法施行令第11条第1項第4号）	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	（法第24条第9項に基づく要請） ・20時までの営業時間短縮要請 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・映画館は21時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は21時までの営業可
集会・展示施設 （第5号、6号）	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館 （第8号）	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設、遊技施設 （第9号）	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	
博物館等（第10号）	博物館、美術館等	

※1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗について、食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品を扱う部分は除く。

※2 遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店の取扱いによる法第45条第2項に基づく要請の対象となる。

※3 銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋などの生活必需サービスを営む店舗は除く。

- ・イベント関連施設の利用は、3（3）ウ「催物（イベント）の開催制限等」の遵守を要請する。
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する営業時間短縮及び酒類提供自粛の要請内容に準ずる。

- ・百貨店の地下の食品売り場等、人が密集する可能性のある場所については、感染リスクが高いとされていることから、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請する。

ウ 催物（イベント）の開催制限等

（ア）開催制限の目安

- ・収容率(50%以内)または人数上限(5,000人以下)のいずれか小さい方
- ・営業時間：21時まで

（イ）主催者における感染対策

- ・県内で開催される催物等において、主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ（COCOA）の活用など適正な実施を働きかける。
- ・また、県境を跨ぐ移動・往来の自粛を要請している趣旨を踏まえ、全国的な催物の開催については、主催者から県外の参加者に対し、参加の自粛を呼びかけるなど慎重な対応を図るよう要請する。
- ・なお、飲食の取扱いについては、酒類提供を含め飲食店に対する要請内容に準じるよう働きかける。

（ウ）事前相談の対応

- ・参加者が1,000人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、県と事前相談を行うよう主催者に要請する。

（エ）県主催又は共催となっているイベント等への対応

- ・県主催のイベント等については、中止・見直しを検討する。
- ・県が共催となっているイベント等については、主催者に対し、中止・見直しを働きかける。

エ 公立の文化施設等への要請

- ・県有施設は、開館時間の短縮、人数制限の強化等、感染防止策の更なる徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に要請する。ただし、周遊の促進につながる観光施設については、原則休館とするよう施設管理者や指定管理者等に要請する。

- ・また、各市町に対して、所管する施設において県有施設と同様の対応を要請する。

オ 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ・業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ・入館・入室者の検温、施設利用自粛、マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ（COCOA）の活用などの対策を呼びかける。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時（休憩室、更衣室、喫煙室等）の感染防止対策について注意喚起する。
- ・事業者に対しては、在宅勤務（テレワーク）、時差通勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、「出勤者の7割削減」を含めた感染防止対策の強化とともに、20時以降の勤務を抑制することを要請する。

カ 学校教育活動での対策

- ・デルタ株等の変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、児童・生徒・学生に対し、危機感の醸成及び基本的な感染防止対策の更なる徹底を周知する。
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、学習塾等においては、感染防止対策の徹底を図るとともに、部活動など感染リスクの高い活動等の制限を要請する。
- ・大学等における、遠隔授業等を活用した学修者本位の効果的な授業の実施はもとより、その他の学校においてもオンライン授業など授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図るための対策の実施を要請する。

キ クラスタ発生抑制

- ・デルタ株の感染力は強く、様々な施設・団体にクラスタが発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設、幼稚園等及び学校において、抗原定性簡易キットを活用し、感染者の早期発見に努める。また、事業者に対して、社員、職員などの体調管理を徹底し、すぐれない者については、休暇及

び検査を推奨することを徹底する。

4 医療提供体制及び療養体制の充実・強化

(1) 確保病床の有効活用の促進

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第16条の2第1項に基づき県内医療機関に対して協力要請して確保した病床を有効に活用するため、退院基準を満たす前でも軽快した患者については、転床、転院又は退院（自宅療養）を促進する。このため、後方支援病院の確保や自宅療養体制を整える。
- ・また、軽症から中等症への病状の悪化を防止し、病院への転院を抑制するため、軽症者療養施設において、抗体カクテル療法を行う体制を整備する。

(2) 宿泊療養及び自宅療養機能の強化

- ・宿泊療養施設について、志太榛原地域、東部地域への設置を進める。
- ・また、宿泊療養施設において、看護できる症状を拡大するため、臨時医療施設を設置し、投薬、酸素投与等の治療行為が実施できる体制を整備する。また、自宅療養者については、身近な診療所等で診療できる体制を構築する。
- ・あわせて、市町との連携により自宅療養者の生活支援などを充実する。

(3) 保健所機能の維持

- ・感染対策の最前線にある保健所における積極的疫学調査や陽性者の入院調整の機能を維持するため、引き続き医療系職員を中心に全庁的な応援体制をとるとともに、業務のアウトソーシング化を一層推進する。

(4) 入院待機ステーションの設置

- ・入院病床において新規の受入が不可能になり、入院すべき患者が入院できない事態を想定し、入院待機ステーションの設置を具体化する。

5 ワクチン接種の推進

- ・ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援する。加えて、県の大規模接種会場を設置し、接種を加速化する。また、副反応等の情報を適切に県民

に提供し、接種に対する不安を取り除く取組を進める。

6 経済・雇用対策

- ・飲食店や宿泊施設の持続的な経営と利用者の安全安心を確保するため、店舗や施設ごとに感染防止対策を認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及を図ると共に、認証取得に要した感染対策経費を支援する。
- ・感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持などに引き続き注力する。
- ・全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求める。
- ・事業者等への要請に対する協力金や、中小企業等応援金について、既に設置済の相談窓口（コールセンター）等を通じて制度の周知を図り、円滑な申請受付、早期の支給に努める。
- ・G o T o E a t キャンペーン事業について、引き続き、テイクアウト、デリバリーを除き、発行済みの食事券の利用自粛を呼びかける。
- ・地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」については、既に新たな予約に対する割引を停止しており、緊急事態措置の実施期間中は再開しない。

7 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

- ・感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。